

## 岡田重美議員の賛成討論

ただ今上程されております 意見書案第 4 号 「国民が望まない憲法 9 条改憲の押し付け反対を求める意見書案」について賛成の立場から討論をいたします。

安倍首相は、今年を改憲を「実現する年」にするとし、国会に改憲議論を「義務」と押し付けています。国民の多数が求めてもいないのに、「数の力」で改憲を発議し、国民投票に持ち込むことは論外です。

そもそも「改憲不要」が 53%、改憲の国会議論を「急ぐ必要はない」67%、安倍政権下での改憲反対 54.8%、憲法に自衛隊を明記する首相の提案に反対 52.7%などからも、国民の多数が改憲を望んでいないことは明らかです。

国民が改憲を望まないのは、憲法の中身が改憲を必要としないほど素晴らしいからです。国民主権や恒久平和主義、基本的人権の保障などを柱とする憲法は、かつてアメリカの法学者から「世界でいま主流となった人権の上位 19 項目までをすべて満たす」と言われました。昨年の NHK の調査でも「9 条が日本の平和と安全に役立っているか」との問いに、8 割を超える人が「役に立っている」と答えています。こうした国民に、改憲を求めることこそ「押し付け」であり憲法破壊です。

3 月 22 日に自民党の憲法改正推進本部は、戦争放棄を定める 1 項と戦力不保持などを規定する 2 項を維持したまま、9 条とは別の「9 条の 2」を新設し、「実力組織として、内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」と自衛隊の存在を明記する方針を示しました。憲法 9 条に自衛隊を書き込む改憲が実現すれば、戦力の不保持や交戦権の否認などの規定の死文化にも道を開き、海外での武力行使が文字通り無制限になります。まさに「戦争する国」そのものです。安倍首相は、自衛隊の存在を憲法に書き加えても、何も変わらないと強弁していますが、何も変わらないのなら、なぜ憲法を変える必要があるのでしょうか？

主権者である国民が望んでもいないのに、国会に改憲議論を押し付け、自衛隊を明記するなどの改憲案を発議しようというのは、まさに主権者の権利を侵害するものです。そもそも、憲法が定める国会議員の義務は、第 99 条の憲法尊重擁護の義務だけであり、改憲議論をすることが義務などという規定はありません。

今、全国各地で平和を願う市民や各団体を中心に「安倍 9 条改憲反対、憲法を生かす全国統一署名」が取り組まれています。全国で 3000 万を目標としていますが、甲賀市でも現在 7000 近い署名が集められています。「憲法変えないでほしい」「9 条はなくしたらアカン」「平和あつての日本」という声、また「僕は戦争反対、署名します」と学生が自ら署名してくれるなど、9 条改憲反対、平和への願いは日々広がっています。秘密保護法、安保法制、共謀罪、そして今回の公文書改ざんなど、安倍政権が行ってきたのは、どれもこれも憲法違反のことばかりです。憲法を壊してきた政権に憲法を変える資格はありません。

よって、国民が望まない憲法 9 条改憲の押し付け反対を求める意見書案について賛成するものです。議員各位におかれましては、本意見書にご賛同いただきますようお願い

願い申し上げます、賛成討論といたします